

平成 30 年 7 月 3 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公印省略)

「平成 30 年度メディアタイアップ情報発信事業
(訪日インバウンド向け媒体編集タイアップ)」
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃より格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集致しますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

平成 30 年度メディアタイアップ情報発信事業
(訪日インバウンド向け媒体編集タイアップ)

2. 事業目的

平成 28 年度の来道外国人観光客数は 230 万人となり北海道に訪れる外国人が増加する中、北海道各地の観光情報の発信を強化するため、一般消費者の北海道に対する興味・旅行意欲を喚起し、海外からの誘客を促進する。

3. 企画提案指示書

事業詳細に関する説明会は開催いたしません。別添「企画提案指示書」をお読みいただき、ご不明な点などがありましたら担当者までご連絡ください。

4. 今後のスケジュール (予定)

8 月 2 日 (木) 17:00	企画提案書の提出期限
8 月上旬	企画審査会
9 月 1 日 (土) 以降	各媒体による取材・編集・媒体露出

5. 問い合わせ先

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
誘客推進事業部 海外プロモーションG 担当 佐藤
TEL 011-231-6736 FAX 011-232-5064
E-mail sato@visithkd.jp

平成30年度メディアタイアップ情報発信事業（訪日インバウンド向け媒体編集タイアップ）
企画提案指示書

1. 事業目的

平成28年度の来道外国人観光客数は230万人となり北海道に訪れる外国人が増加する中、北海道各地の観光情報の発信を強化するため、一般消費者の北海道に対する興味・旅行意欲を喚起し、海外からの誘客を促進する。

2. 募集対象国

- ①雑誌、動画等の現地向け媒体は、台湾・香港・シンガポール・韓国の成熟市場を対象とする。
- ②ウェブサイト等の各国へ発信できる媒体は、アジア・欧米豪の各市場を対象とする。

3. 募集対象者

上記の各種媒体を有する国内メディア事業者（代理店を含む）

4. 取材対象期間

平成30年9月1日（土）～平成31年2月28日（木）

※記事・番組等の発信は平成31年3月31日（日）まで（日本時間）を条件とする。

5. 企画提案の内容、テーマ等

次の(1)～(3)の条件を満たす提案であること

(1)北海道内の特集であること

(2)成熟市場を対象とする場合、FIT・リピーターを意識し、以下のいずれかのポイントが明確である企画

- ・ターゲット（女性、ファミリー等）
- ・テーマ性（体験、自然、文化、食等）
- ・地域性（エリアを絞った拠点周遊観光、滞在型観光）

(3) (2)以外の市場を対象とする場合、北海道へ行きたくようになるような旅のイメージを想起させる企画

6. タイアップ金額・採択数

取材経費（ロケ・取材に関わる旅行費用）と編集・制作費の一部を対象とする。上限金額は1,000千円とする。

(1) 1,000千円（税込）上限 3企画採択予定

7. 選定方法

(1) 北海道観光振興機構並びに北海道経済部観光局にて、企画内容を検討・審査の上選定する。

(2) 1社より複数の企画提案があった場合は、企画毎に審査する。

8. 企画提案に必要な書類

下記書類を各1部提出すること。

(1)企画提案書

媒体名、テーマ、露出料（ページ数、放送時間など）、掲載時期、取材対象地域、取材行程などを明記すること。PDFデータ送付を可

(2)媒体資料

掲載する記事の広告換算値が分かる資料（広告料金表など）を添付すること。既存資料がない場合は、提案した企画の価値を金額で示すこと。PDFデータ送付可

(3)見積書

①体裁

各社任意の見積書用書式を使用し、企画書とは別に作成すること。

②記載項目

(ア)取材経費（北海道への渡航費、北海道内の宿泊費及び交通費、体験取材費等。取材者の飲食費は除く）

(イ)編集・制作費（出演者への謝礼などを含む）

③署名・捺印

代表者名（社長名・支社長名など）と捺印（社長印または社判）。担当者名のみは不可とする。

9. 企画提出期限

平成30年8月2日（木）17:00

10. 企画提出先

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西7丁目1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

海外プロモーショングループ

担当：佐藤（TEL 011-231-6736 E-mail sato@visithkd.jp）

11. 採択後の手続き

(1)請書の提出をもって契約成立とする。採択通知後、当機構が定める様式に従って請書を作成し、代表印を捺印して本紙を郵送すること。

(2)契約期間は、契約締結の日から掲載号の発行日（ウェブサイトの場合は掲載日、テレビ・ラジオの場合は放送日）までとする。

(3)取材出発前に行程を提示すること。

(4)成果物には取材協力のクレジット表記掲載を原則とする。ただし、媒体特性等を勘案し、協議の上認められた場合はこの限りではない。

(5)クレジット表記や事実確認のため、出版・掲載前に校正を提出すること。

12. 事業完了後の手続き

- (1)記事掲載後、当機構が定める様式による完了報告書（鑑文、要代表印）および任意の様式による報告書本文を作成すること。
- (2)成果品（掲載媒体）を最低2部提出すること。
- (3)ウェブサイトの成果品は、画像ファイルやPDFなどハードコピーとして残すことが可能な形態で提出すること（URL提示のみは不可）。
- (4)テレビ・ラジオの成果品は、OA同録をDVDの提出またはデータ送信による提出とする。
- (5)完了報告書・成果品の提出とともに請求書を発行すること（報告以前の日付は不可）。精算手続きは不要とし、請求額は採択時に決定した金額とする。
- (6)振込先は会社名義の口座とし、個人口座の振込みは不可とする。

13. その他要件

- (1)採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2)企画内容の不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。また、当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。
- (3)この指示書に定めるもののほか、必要な事項は当機構が別に定めるものとする。